

Ⅱ 土地利用計画

(地区及びエリア)

1. 筑波キャンパスは、北地区、中地区、南地区、西地区、春日地区及び東地区で構成し、以下のように区分する。
 - 北地区：農林技術エリア、植物園エリア及び一の矢宿舎エリア
 - 中地区：第一エリア、第二エリア、第三エリア、実験センターエリア及び本部棟エリア
 - 南地区：大学会館エリア、体育・芸術エリア及び体育施設エリア
 - 西地区：医学エリア、平砂宿舎エリア及び追越宿舎エリア
 - 春日地区：春日エリア及び春日プラザエリア

(北地区)

2. 研究学園都市中心から最も遠いキャンパスに位置する農林技術エリア、植物園エリアには、生物・資源クラスターとして、農場及びその関連施設を配置する。
 - 2 居住地区として農林技術エリアの東側に一の矢宿舎エリアを配置する。

(中地区)

3. 第一エリア、第二エリア及び第三エリアには、ヒューマン・ソーシャルサイエンスクラスター及びエンジニアリング・ナチュラサイエンスクラスターとして、人文・文化学群、社会・国際学群、生命環境学群、理工学群、人間学群及び情報学群の施設、それらに関連する大学院の施設及び中央図書館などの共通施設を配置する。遺伝子実験センターの諸施設は、第二エリア内のループ道路内側に配置する。
 - 2 第一エリア、第二エリア及び第三エリアの西・北側のブロックには、実験センターエリアとして、理工系の大学院と関連づけて研究諸センターの低層実験施設を配置する。
 - 3 キャンパスの正面に相当する第一エリア、第二エリアの東側から松美池にかけてのブロックは本部棟エリアとして管理運営施設等を配置する。

(南地区)

4. キャンパス中央部の幅の狭い部分を大学会館エリアとし、大学会館、留学生センターをはじめとする全学利用の共通施設を集中的に配置し、キャンパス全体の核を形づくるとともに、地域からの利用と社会への情報発信の拠点とする。
 - 2 体育・芸術エリアには、スポーツクラスター及びアートクラスターとして、体育及び芸術の両専門学群の施設、これらに関連する大学院の施設、共通施設を配置する。
 - 3 体育施設エリアには、スポーツクラスターとして、体育部門との関係及び学外からの利用を踏まえ、運動施設を配置する。

(西地区)

5. 研究学園都市の中心に近く、市街地に接しているキャンパスの西南ブロックの医学エリアには、メディカルクラスターとして、医学群をはじめとする医学関係の施設及び附属病院の敷地として利用するとともに、つくば臨床検査教育・研究センター等の医療関連施設を配置する。

なお、駐車場は、立体化を進め高度な土地利用を図る。

- 2 居住地区として医学エリアの東側に平砂宿舎エリア及び追越宿舎エリアを配置する。

(春日地区)

6. 春日エリアは、情報学群の施設及び関連する大学院の施設、共通施設を配置する他、研究学園都市の中心部に近接している特性を最大限に生かし、春日プラザエリアと一体的に、産学官独連携クラスターとして、産学官独連携（つくば連携）機能、男女共同参画機能、外国人教員、研究者等支援機能を強化するための施設の敷地として高度利用する。

(東地区)

7. 東地区は、馬場及び中地区北部の遺伝子実験施設・TARAセンター施設、北地区の植物見本園等と連なる生物・資源クラスターを構成する低層実験施設用地として利用する。

(アカデミック・コア)

8. 多様な機能を持つ研究教育施設の大部分を歩行圏内に集中的に配置して、都市的性格をもつ区域（アカデミック・コア）は、多機能が集中し複雑な空間構成となるので、土地利用を機能別に細分することはせず、複合的土地利用を図る。

- 2 ループ道路内の第一エリア、第二エリア、第三エリア、大学会館エリア、体育・芸術エリア及び医学エリアの一部と春日エリアの一部をアカデミック・コアとする。

- 3 アカデミック・コア内の建物整備に伴う新たな駐車場は設置しない。（法的に必要な場合を除く）駐車場を必要とする場合は、ループ道路の外側に配置する。

(建物ゾーン)

9. 建物、道路、広場等の敷地とし、学内外のニーズに対応した教育研究施設等の用地及び宿舎用地として利用し、キャンパスの地表面はすべて舗装または植栽によるグラウンド・カバーを行って、裸地は残さない。

- 2 建物の最高高さは、アカデミック・コア内は60mを限度とする。それ以外は、31m以下とする。

- 3 東大通り、学園平塚線及び西大通りに面する敷地については、敷地境界から30mの範囲には建物等を建設しない。

- 4 前項以外の公道に面する敷地については、敷地境界から10mの範囲には建物等を建設しない。

(緑地等)

10. 敷地全体としての環境を保全し、緑豊かで教育研究に専念できる環境を形成するために、各地区に緑地ゾーンを置く。

- 2 緑地ゾーンのうち、自然保護緑地ゾーンは、風致的要素を持つ松美池ゾーン及び春日池ゾーンの2ゾーンとし、小規模な施設を除き、開発行為を禁止し、自然植生への復元を目的として長期的に緑地管理を行う。このゾーンの他目的用途への転換は、認めないものとする。

3 敷地周辺部（都市幹線道路沿線を含む）の既存林を保存し、周辺樹林帯を育成するとともに、長期的に自然植生への修復を行う。

また、一の矢宿舎エリア、第一エリア、第二エリア、体育・芸術エリア、平砂・追越宿舎エリアの各エリアに、学生・教職員の語らいとリフレッシュの場を形成するための緑地ゾーンを置くとともに、実験センターエリアに静粛な実験環境を保持するための緩衝緑地ゾーンを置く。このゾーンの他目的用途への転換は、原則として、認めないものとする。

4 キャンパスに5ヶ所の雨水排水のための調整池は、修景地として利用する。

5 池、中央広場等は、快適なキャンパス環境を構成するものとして活用する。

6 豊かで潤いのある緑環境を維持していくため、緑化率の目標を以下のように設定する。

北地区：中高木緑地を30%以上、地被植物緑地を含めて35%以上

中地区：中高木緑地を30%以上、地被植物緑地を含めて50%以上

南地区：中高木緑地を30%以上、地被植物緑地を含めて50%以上

西地区（医学エリア）：中高木緑地を30%以上

西地区（平砂・追越宿舎エリア）：中高木緑地を30%以上、地被植物緑地を含めて45%以上

春日地区（春日エリア）：中高木緑地を30%以上、地被植物緑地を含めて40%以上

東地区：中高木緑地を30%以上

（道路・歩道）

1 1. 中地区及び南地区に建物ゾーンを周回するループ道路を置くとともに、このループ道路から派生する南北2本の補助幹線（サブ・ループ）を置く。

2 中地区に荷物運搬用道路としてループ道路を東西に横断するサービス道路を置く。

3 ペDESTリアンデッキ（以下「ペデ」という。）はキャンパスを南北に貫く1本のメイン・ペデとそれから枝分れする多数のサブ・ペデで構成し、大学の諸施設は、このペデ・ネットワークに面して配置する。

4 サブ・ペデは、歩行者及び自転車の安全性・利便性の向上を図るため、幅員4m程度、概ね200mの間隔で設置する。

5 歩行者自転車専用道路は、歩行者及び自転車の安全性・利便性の向上を図るため、幅員4m程度でループ道路内側に設置する。

土地利用計画

